【研究論文】

韓国の電子政府
――歴史的制度論の視座からみる政策の背景と変遷――

春木　育美
HARUKI Ikumi

1　はじめに

韓国は、いち早くデジタル化に取り組んだ電子政府先進国である。国連がまとめた電子政府ランキング[1)]で2010年に1位を獲得し、2020年も世界第2位にランクインしている。

電子政府とは一般的に、行政手続きなどにICTを利活用し、業務の効率化や行政情報の透明化を図るシステムおよび行政機構のことを指す。韓国では2001年制定の「電子政府法」[2)]第2条第1項で、電子政府について「情報技術を活用して行政機関の事務の電子化を通じ、行政機関相互間または国民に対する行政業務を効率的に遂行する政府」と定義している。

韓国が電子政府に本格的に取り組みはじめたのは2000年以降のことで、その立役者となったのは、当時の金大中大統領である。大統領の多大な関心とイニシアティブのもと、矢継ぎ早に根拠法を整え、莫大な予算を投入してデータ統合やシステム標準化に乗り出した。

後続の盧武鉉政権でも、縦割り行政に横ぐしを刺してトップダウン式にデジタル化を進め、各省庁間と地方自治体間の情報連携を強力に進めた。また、戦略的なロードマップを敷き、民間からデジタル人材を幅広く登用してシステムを構築し、利用者目線に立った改良を重ねていった。必要なデジタル人材の育成にも力を注いだ。

その結果、個人や企業の行政手続きの負担は軽減され、利便性は高まった。行政機関同士の情報連携であらゆる申請手続きが簡便になったからである。ペーパーレス化によるコスト削減や、行政の業務処理のスピードアップなどの効果も大きかった。

現在の韓国では、デジタル行政が生活の随所に行き渡っている。とりわけ電子申請システムは非常に進んでおり、あらゆる行政手続きを一つにまとめたインターネット上の電子政府ポータルサイト「政府24」が日常的に活用されている。このサイトを通じて、パソコンやスマートフォンで、住民登録謄本・抄本や健康保険資格確認書、地方税納税証明といった各種の証明書の申請、転出入届や死亡届といった届け出が、時間や場所の制約なく可能となっている。証明書類は、クラウドを通じて役所や金融機関など提出先に送付することもできる[3)]。

パスポートや国際免許証の発給、生活保護申請や許認可などで各種証明書類が必要な場合でも、申請者が複数の役所に出向いて書類を揃える必要がない。中央省庁や地方自治体などの行政情報が、「行政情報共同利用システム」で一元的にデータ共有されているためである[4)]。

2　研究の目的

本稿の研究目的は、韓国でなぜ電子政府化が急激に進んだのか、その背景要因を明らかにすることである。

韓国は当初、電子政府に取り組むにあたり、2001年に日本が国家戦略として決定した「e-

Japan 戦略」を参考に戦略を策定していた。デジタル化では日本が先行していたはずが、韓国は瞬く間に日本を追い越し、世界トップクラスの電子政府を樹立した。一方、日本は電子政府化がなかなか進まず、韓国や先進諸国と比べて周回遅れの状況にある。

なぜここまで大きな違いが生じたのだろうか。日韓の電子政府への取り組みを比較した研究では、日韓で差が生じた要因は、政治的リーダーの関心度の違いや政策の推進力にあると結論づけている（たとえば、廉 2009；島田 2014；河昇彬 2017 a など）。

韓国の先行研究の多くは、電子政府政策への評価（キム・ソクジュ 2007；パク・ミンジョン 2008；キム・ソクジュ／キム・ソンテク 2008；キム・ソクジュ／キム・ドゥヒョン 2008；ユン・サンオ 2008；キム・チュンシク 2016 など）や、電子政府政策による政府の信頼度向上への効果（ムン・スンミン／チェ・ソンミ 2008；イ・ソンジュン 2011；イ・ホンジェ 2011；パク・ソンテク／キム・テヨン 2013；ユン・サンオ 2015；カン・ヘジン／パク・ウニョン 2018 など）に焦点を当てている。河昇彬（2017 b）は、金大中政権下の電子政府推進の背景を歴史制度論の枠組みを用いて分析したが、こうした視点での研究は、韓国ではほとんど見当たらない。

本稿では分析の枠組みとして、歴史的制度論の視座に依拠する。歴史的制度論とは、制度の生成と発展の重大局面となった経緯、およびその文脈に着目し、因果メカニズムを明らかにしようとする分析視角である（Pierson［2004］2010 ; Streeck and Thelen eds. 2005 ; Mahoney and Thelen eds 2010：今井 2015）。重大局面論は、短期の重大局面と長期の自己強化過程という 2 つの時間的文脈の枠組みから、因果関係を考察する（Thelen 1999 ; Pierson［2004］2010）。ここでいう重大局面とは決定的な分岐点（critical juncture）となった時点を指す。重大局面においては複数の選択肢の中から特定の意思決定が下される。そして、自己強化過程で経済的効率性、規範的正統性、アクターの力関係などの要因によって、その意志決定が長期的・安定的に維持・強化されていく。

ある時点で行われた意思決定により生成された制度や政策は、その後も再生産され維持される経路依存性（path dependence）が生じる（Pierson［2004］2010）。

このように、歴史的制度論の分析アプローチは、重大局面にともなう政策転換により生成された制度の経路や文脈、およびその後の制度の持続性や発展を考察する上で有用だといえる。

本稿では、韓国の電子政府化を方向づけた重大局面を考察し、その過程に過去の歴史的経緯の集積があった点を明らかにする。韓国で電子政府への取り組みが本格化した直接的契機は、金大中大統領の政治的決断とイニシアティブによる。だが、重大局面における意思決定は必ずしも「白紙状態」で偶発的に下されるのではなく、その時点以前の要因との組み合わせに規定される（Slater and Simmons 2010）。それまでの歴史的集積が、ある重大局面において新たな形の政策や制度を生み出し、維持、強化され、定着していくのである。

結論からいえば、韓国で行政のデジタル化が進み世界トップクラスの電子政府が樹立された最大の要因は、韓国で制度が生成される重大局面、つまり決定的な分岐点があり、政治的リーダー、つまり韓国の場合は大統領がそれに強く反応し、意思決定を下したところにある。大統領の政策転換を促した重大局面とは何だったのか。また、意思決定に影響を与える歴史的集積とは何だったのか。

以下、電子政府化の制度変化について歴史的制

度論を援用しながら時代をさかのぼり、電子政府構築までの過程や経緯、文脈、制度の再生産と維持過程を、政権ごとに区分して検証する。

3　電子政府の現況

まず、韓国の電子政府の現状をみていく。電子政府政策を一元的に担当するのは、日本の総務省にあたる「行政安全部」（図 1 の①）である。

電子政府の司令塔的な役割を果たしているのは、行政安全部の下部組織である「韓国情報化振興院（以下、振興院）」（同②）[5]であり、省庁横断的に情報システムを管理し、中央省庁のシステム調達支援や電子化戦略の立案からプロジェクトの実行、運営までトータルに対応している。

振興院院長は次官級で、約 700 人の職員には外部の民間専門家[6]が多く登用されている。情報技術分野で修士号や博士号を持った IT 人材のほか、法律、医療、金融、行政学や人類学などの専門知識を有する人材も特別職公務員として採用されている。こうした専門家集団が民間企業とも連携して、韓国政府のシステム開発を一手に担っている。振興院がデジタル行政を統括していることが、省庁の枠を超えた迅速な対応を可能にしている。

一方、地方自治体の行政情報は、「地域情報開発院③」（図 1 の③）が開発した「自治体標準システム」で統一管理されている。同システムは、当初から各自治体が共通の標準システムを利用することを前提として政府主導で開発された。地方自治体向けにこうした共通のシステムを開発して配布することで、行政事務の効率化と自治体の IT コスト削減を図っている。

このほか、地域情報開発院では 5 年ごとに地方行政の情報化戦略を策定するという、政府内シンクタンクとしての役割も担う。サイバー攻撃に対応するため、地域情報開発院内にセキュリティセンターも設置されている。効率性の観点から、セキュリティ管理や監視も一元的に行われている。

韓国は全国一律で行政システムを構築し、高度な知識を有する専門職員が管理対応にあたる。非常に効率的ではあるが、自治体ごとに異なるニーズにきめ細かく応えることは難しいという限界もある。

ちなみに日本は各自治体が多額の投資をしてシステムをバラバラに構築してきたため、行政システムの仕様が自治体ごとに異なる。現在、日本政府は、各自治体の行政システムを 2025 年度までに統一化することを目指してはいる。

韓国の中央省庁や地方自治体など行政機関の情報は、バックオフィスで共有されている。そのハブとなっているのが「行政情報共同利用システム」（図 1 の④）である。2006 年に制定された「行政情報共同利用法」により、共同利用の対象機関が行政機関のみならず、準公共機関や金融機関、教育機関などへ一気に広がった[7]。行政職員は手続き上、必要とする個人情報があれば、行政情報共同利用システム」を通じて本人の同意を得て確認することができる。どの行政機関が、どこ

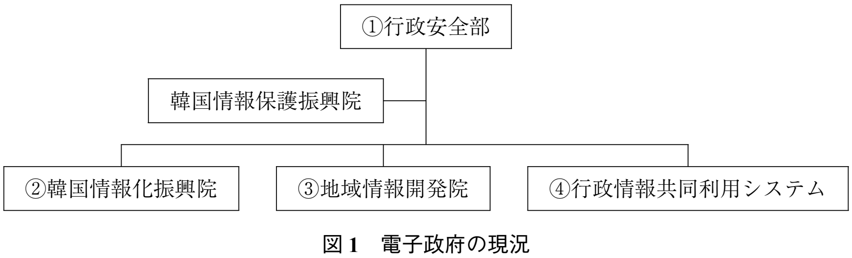

図 1　電子政府の現況

が保有する、どのようなデータをいつ照会したのか、担当者の氏名や連絡先を含めた履歴が随時記録される。個人情報を照会された本人は、この履歴の開示請求ができる。

2020年現在、省庁、自治体、政府投資機関、国税庁、裁判所、公団ら、34機関の行政情報が共有されており、各種証明書、登録証、免許証、旅券など、162種類の申請や発給が可能である。官民のデータ連携により、申請者の負担軽減や行政サービスの利便性の向上、ペーパーレス化による資源節約など、多くの効果がもたらされている。

4　電子政府の構築過程

4.1　朴正熙政権期

韓国が電子政府化への取り組みを本格化したのは2000年初頭だが、その10年後には行政の電子化ランキングで世界首位に立った。短期間で先進的な電子政府が構築できたのは、ほぼすべての国民を単一の番号で一元的に管理する住民登録番号制度を整備していたからである。住民登録番号からは顔写真、指紋、携帯番号はもちろん、納税記録、治療歴、出入国記録、銀行取引、クレジットカードの利用歴など、ありとあらゆる個人情報に辿りつける。韓国のデジタル社会の中核にあるのが、この韓国版マイナンバーである住民登録番号である。

韓国の社会制度は、日本の植民地統治時代の制度が基になっているものが多い。一方、韓国は日本と異なる変化を遂げてきた部分もある。戸籍制度の廃止[8)]に加えて、住民登録番号制度と個人情報をひも付ける制度設計は、その代表例である。

住民登録制度は軍事政権下の1962年に施行された住民登録法にはじまる[9)]。韓国は、1961年に勃発した軍事クーデターにより「国家再建再興会議」と称する軍事政権が樹立されるという重大局面に直面した。住民を統制し管理する手段として1962年に制定したのが、行政上の住民名簿を作成するため個人別に固有の住民登録番号を付与することを規定した「住民登録法」である。

その後、1963年に国家再建再興会議議長であった朴正熙が大統領に就任した。1965年に朴正熙政権が住民登録証の発行と所持を義務付ける方針を打ち出すや、国民統制の手段であり人権侵害の道具にされるとして世論は反発し、大きな反対運動が起きた。野党やメディアからも激しい批判が続いた。

ところが、1968年に朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）から侵入したスパイが朴正熙大統領を暗殺しようとし、未遂に終わるという大事件が起きた。韓国社会を震撼させた重大局面において朴正熙政権は、韓国内に潜伏する北朝鮮スパイの摘発と治安維持、徴兵管理を名目に、全国民に識別番号を付し、住民登録証の発給義務化に乗り出した。住民登録番号は、大韓民国の国民であると識別し証明するためのものであるとして、世論の反発を押し切り制度強化を図った。

1972年に憲法を改正し独裁体制を強めた朴正熙政権は、住民管理行政の強化を図るため、同年に住民登録法を改正[10)]した。それにより、無作為抽出の番号から、より個人を識別しやすいよう、住民登録番号の最初の6桁に生年月日などを記載した13桁の番号へと、一斉変更が行われた。番号制度に対する人権侵害の懸念の声は、北朝鮮の脅威と反共、そして治安維持の重要性を訴える声にかき消された。

当時の朴正熙政権は、強圧的な国民形成の論理で社会を変えようとしていた。郷土予備軍の発足、学徒護国団や軍除隊者を中心とする民間の防衛組織である民防衛隊の設置など、安保体制の確立を前面に押し出した社会の軍事化と反共教育に心血を注いだ。兵力の維持システムとしても、兵

役記録を住民登録番号に紐づけすることは必須だったのである。

このように冷戦下の分断体制の中で、韓国民とは、住民登録番号を持つ者であると定義され、住民登録番号は「国民」であるか否かを線引きする[11]包摂と排除の手段として用いられるようになる。

以来、住民登録番号は行政機関で個人を識別する ID として使用され、行政サービスを受けるには、住民登録番号の提出が必須となった[12]。1980 年の改正で民間でも住民登録証が ID として利用できるようになり、ホテルなどの宿泊や航空機利用時にも、提示が求められるようになった。

1980 年以降は、個人を証明する社会インフラとして活用された。学生証や卒業証書、公立図書館の利用カードに至るまで、住民登録番号が当たり前のように記載された。後にインターネットが普及するようになると、ウェブサイトの会員登録にも、住民登録番号の入力が求められるようになった。本人確認や会員の管理がしやすいという理由で、住民登録番号は至るところで安易に収集されてきた[13]。

このように、軍事政権下で生成された住民登録番号制度は、民主化後も維持・強化された。ある時点で下された意思決定が、その後も長期的に再生産され自己強化過程を経る経路依存性（Pierson 1994 ; Thelen 1999 ; Mahoney 2000 ; 2001 a ; Pierson［2004］2010）が修正されることなく続いた一因は、各種の社会保険制度が実施される以前、既に住民登録番号制度が導入されていたことである。医療保険制度や公的年金制度、介護保険制度など、各種の社会保障制度は、設計の段階から個人情報管理の仕組みを住民登録番号と連動していた（羅芝賢 2019 : 152-156）。

先行して制度化されていた住民登録番号の存在は、別の個人情報管理システムを整備するという選択肢と比べて相対的利得があり、コストもかからなかった。こうした経路依存は、方向転換のむずかしさを内在する発展的軌跡を意味する（Hacker 2002 : 54）。

ここで看過できないのは、住民登録番号による包摂と動員が進むなか、外国人ら住民登録番号を持たない者への「排除」が、より厳格化したことである[14]。韓国民として承認されることと引き換えに、住民登録番号とひも付けされた個人データは、国家による管理下に置かれた。

それがどのような場面で利活用されるか如実に示した好例が、新型コロナ感染症対策として行われた感染者情報の公開である。韓国の保健当局は防疫のためとして、感染者が発生するたびに性別や年代、住居地とともに、クレジットカードや交通カードの使用履歴やスマートフォンの GPS 機能などから割り出した感染者の細かい移動経路を発信した。個人の特定につながりかねないとの批判に対し文在寅政権は、感染症患者の情報公開に関する法律[15]に基づく処置であり、こうした情報の透明性により感染拡大が抑えられていると強弁した。

独裁政権の遺産である住民登録番号制度が行政サービスの電子化の基盤となり、結果として先進的な電子政府の樹立に大いに役立ったという点は否定しがたい。半世紀以上も前から住民登録番号が全国民に普及していたことはまた、政府よる番号制度の利活用に対する抵抗感をも低下させていたからである。プライバシーの侵害であると批判の声を上げても、一度構築されてしまったシステムを変えるのは容易ではない。

次に、行政の情報化と電子政府樹立までの変遷を政権別に考察する。

4.2　全斗煥〜金泳三政権期

全斗煥政権期は 1983 年に「国家基幹電算網事

業計画」を策定し、国家の基幹電算網の基盤構築、および不動産や自動車登録など、主要情報のデータベース化を推進した。1986 年には「電算網の普及拡張と利用促進に関する法律」を制定し、電算網事業の推進体系を整えた。

同法に基づき総合的な調整役として、大統領直属の「電算網調整委員会」を設置し、行政、金融、教育・研究、国防、公安の 5 分野を中心に国家基幹電算網事業を行うようになった。事業の目的として掲げられたのは、行政の効率化を図り、「小さな政府」を具現化するというものであった。

1993 年に発足した金泳三政権は、国政課題として「世界化（セゲファ）」をスローガンに掲げ、情報化分野で韓国を世界水準にグレードアップし、国家競争力を高めることで世界の中心的国家に跳躍するという壮大な目標を打ち出した。

金泳三大統領の関心は、複数の人が効率よく、かつ高速で通信するための技術革新にあり、最先端の超高速情報通信網の基盤整備に注力した。そのため、従来の逓信部を改編して、1994 年 12 月に情報通信部を発足させ、超高速情報通信網の構築を政府の重点課題に挙げた。1995 年には情報化推進の基本方針を示した「情報化促進基本法」を制定し、国務総理を委員長とする情報化推進委員会を設置した。ただ、情報のデジタル化は省庁別に進められ、行政機関同士の情報連携への関心は薄かった。

1996 年に「情報化促進基本計画」を策定し、情報化のための 10 大課題として「電子政府の具現」を盛り込んだ[16)]。電子政府という概念・言葉が公式文書に登場したのは、この時が初めてである（安善姫 2016 : 73）。当時、米国を中心に、電子政府が新しい概念として急速に広がりつつあった。世界的な高度情報化の波に乗り遅れないよう、行政分野への情報通信技術の活用を、新たな課題として意識するようになったことがその背景にある。

4.3　金大中政権期

続いて誕生した金大中政権下で、電子政府関連事業は本格的に推進された。電子政府構築のための基盤が整えられ、組織的かつ戦略的に電子政府化へのロードマップが敷かれるようになったのは、金大中大統領のイニシアティブに負うところが大きい。金大中大統領は ICT による社会的変革の意味を十分理解し、政策化するリーダーシップを発揮した（韓国情報化振興院 2014 : 10）と評価されている。

韓国が電子政府政策に本格的に取り組む決定的な分岐点となったのは、1997 年に勃発したアジア通貨危機である。経済的混乱に陥り国家破綻の危機に瀕した韓国は、IMF から緊急融資を受けるという重大局面に追い込まれた。同年に就任した金大中大統領は、経済立て直しのためにあらゆる施策を打ち出した。真っ先に新たな国家戦略として掲げたのが、IT 政策だった。「近代化は遅れたが、情報化は先端を行こう」というスローガンは、経済低迷で大量に失業者が発生していた社会に、「IT 産業」で世界最先端になるという新たな目標と希望をもたらした。

国家の危機を打開する大きな方針として IT 立国が最重要課題の一つとなり、その手段として IT 産業の振興を経済再生の中核政策に位置づけた。このことが矢継ぎ早に情報化政策を推進する動力となった。

1999 年には情報化を通じて国家競争力高めるためのマスタープランとして、「サイバーコリア 21（CYBER KOREA 21）」計画を策定した。情報インフラ整備、ベンチャー企業の育成、国民の情報マインドや情報リテラシーの向上などを目標として掲げた。ブロードバンドの普及により、企業や公的機関、学校や家庭でパソコンによるインタ

ーネット利用は拡大した。子どものいる低所得層家庭には、パソコンやインターネット回線を利用するための補助金を支給した。

1999年時点で、インターネット利用者は既に1千万人を突破していた。さらに利活用を進めるため「国民情報化教育総合計画」を樹立し、2002年までに2千500万人の国民を対象に情報化教育[17]を推進する目標を掲げた。

金大中政権はIT化や情報産業の育成を、経済危機克服や雇用問題を解決するための最も重要な「戦略産業」と位置づけた。この時期に公的機関のデジタル化を担ったのは、通貨危機を発端に韓国経済がどん底状態に陥ったことで行き場をなくした若年未就業者、そして倒産やリストラの憂き目にあった失業者だった。多くの人員が、官公庁などに一時的に雇用され、住民票などのパソコン入力、国会図書館の所蔵資料や論文などをスキャンしてはデジタル化する作業に従事した。

大量の行政書類などが比較的短期間にデジタルデータに変換されデータベース化が進んだ背景には、行政コストの削減だけでなく、社会のデジタル化が失業対策や新たな雇用創出のために必須であるという切迫した状況もあったのである。

2001年の新年の辞で、金大中大統領は「2003年までに電子政府を実現する」と述べ、国政課題として本格的に取り組む姿勢をみせた[18]。電子政府を推進することで、行政の業務効率化を図り行政改革を断行すると表明した。

電子政府化に格別の関心と意欲をみせた金大中大統領は、大統領直属の「電子政府特別委員会」を設置し、運営を主導した。同委員会は、大統領府の政策秘書官、各省庁の次官、地方自治体の副市長、そして民間の専門家集団から成る組織で、大統領秘書室を通じて、大統領の意思は委員会にダイレクトに反映された。

かくして電子政府事業は、「大統領プロジェクト」として本格化した。「電子政府特別委員会」は、2001年に重点策として「電子政府11大課題」[19]を発表した。大統領主導のトップダウン型のアプローチにより、2年足らずで11大課題をすべてクリアし、金大中政権末までには電子政府の基盤が整った。1980年代からすでに行政電子網が確立されており、バックオフィスがすでに電子化に対応できる状況にあった（河昇彬2017 b : 7）ことも目標の早期達成に作用した。

2001年3月には「電子政府実現のための行政業務などの電子化促進に関する法律（電子政府法）」を施行した。同法には行政機関の文書業務は電子文書を基本として作成、管理すること（第16条）、電子公文書には電子官印を使用し、行政機関の電子取引には電子署名を使用することができること（第20条）などが盛り込まれており、電子政府推進に必要な法制度的基盤が整った。

同法により電子文書の使用と電子的処理が義務化されたことで、行政業務のデジタル化は必須となった。各省庁では行政情報の紙からデジタルデータへの変換、電算情報処理システムでの管理・運用が急ピッチで進められた[20]。

2000年以降は全ての中央官庁と地方公共団体に「民願[21]処理オンライン公開システム」を導入し、インターネット上で行政サービス申請や処理状況が確認できる仕組みが整備された。

利用者が役所の窓口に出向き、紙の書類で行っていた申請手続きをオンラインに移行し、各種の必要書類がネット上の一つの窓口を通じて申請・発行・閲覧できる「電子政府ポータルサイト」も開設された。

しかし、トップダウン式で拙速に電子政府政策を進めたため、省庁間の権限争いは激化した。システムの一元化が進めば関連予算が失われると危惧する官僚の抵抗も根強かった。そのため、組織間の情報の共有や提供が円滑に進まず、「電子政

表 1　電子政府の変遷

	政権	主要な法律および政策
1984 年	全斗煥政権	「国家基幹電算網基本計画」策定
1986 年		「電算網の普及拡張と利用促進関する法律」制定
1987 年	盧泰愚政権	国家基幹電算網事業開始
1991 年		住民登録の電算化 「電子処理される個人情報保護のための管理指針」制定
1993 年	金泳三政権	超高速情報通信網整備事業開始
1995 年		「情報化促進基本法」制定
1996 年		「情報化促進基本計画」策定
1997 年		情報化促進アクションプラン策定 情報化責任官制度（CIO）を導入
1999 年	金大中政権	「サイバーコリア 21（1999～2002）」計画樹立
2001 年		「電子政府の実現のための行政業務などの電子化促進に関する法（電子政府法）」制定 ・電子文書の使用と電子的処理を義務化 ・情報化責任官（CIO）の設置と権限の規定 「電子政府特別委員会」設置 「情報格差解消法」,「情報通信網保護法」制定 「電子政府 11 大課題」提示
2002 年		「e-コリアビジョン 2006（2002～2006）」計画策定 「電子政府ポータルサイト」開設
2003 年	盧武鉉政権	「電子政府推進ロードマップ 31 大課題」策定
2006 年		「U-コリア（2006～2010）基本計画」策定 「行政情報共同利用法」制定
2007 年		「電子政府法」改正 「次世代電子政府戦略」策定 「政府統合電算センター」設立
2008 年	李明博政権	「国家情報化基本法」制定 「国家情報化基本計画（2008～2012）」策定
2009 年		「情報化促進基本法」を「国家情報化基本法」に改正
2011 年		「スマート電子政府構想」発表 「共通情報保護法」制定 「個人情報保護法」制定
2013 年	朴槿恵政権	「公共データの提供と利用活性化に関する法律（公共データ法）」制定 「政府 3.0 推進基本計画」策定 ・公共データの積極的開放・共有

府ポータルサイト」で利用できる申請種類は限られたものとなった（韓国情報化振興院 2014 : 10）。この段階では、組織間の境界を取り払ったワンストップサービスが実現できる状態にはなく（廉宗淳 2009 : 42）、結果として、電子政府ポータルサイトの利用率は低調であった（韓国電算院 2002）。

4.4　盧武鉉政権期

盧武鉉政権は発足時から、金大中政権が推進した電子政府政策を継承、拡大した。5 大国政課題の目玉政策として掲げた電子政府の推進は、業務の効率化と迅速化を通じて公務員や利用者である国民の利便性を大きく高め、後に盧武鉉政権の最も大きな成果の一つといわれるようになった（パク・ミンジョン 2008 : 199；韓国情報化振興院 2014）。

盧武鉉大統領は就任早々、2003 年 4 月の「第 1 回国政課題会議」の席上で、国家改革と行政改革の主軸として電子政府の推進に注力していくと表明した。同年に策定した「電子政府推進ロードマップ 31 大課題」では、4 大革新分野として、電子的事務処理の定着、行政情報の共同利用拡大、対国民サービスの高度化、サービス中心の行政業務再設計を掲げた。各省庁には、行政のデジタル化と情報共有を優先事項として進め、必要な情報を迅速に提供し合うよう迫った。

また、政府内の業務処理方式を画期的に変えることを目標に、大統領府の情報化戦略計画を策定した。盧武鉉大統領は、自らコーディングを学んでシステムを発注するほど格別の関心をみせ、大統領府内の業務管理システム「e 知園（イジウォン）」の設計・開発を指揮した。「e 知園」とは、業務の進捗状況から決済までの全プロセスを、オンライン上でリアルタイムに処理する電子決済システム[22]である。大統領秘書室と行政機関を結ぶ業務ポータルとして開発されたが、後に、すべての行政・公共機関に普及した。

盧武鉉大統領は、決済過程をガラス張りにして責任の所在を明確にすれば腐敗の防止[23]につながり、政府への信頼性が高まるとして、行政の業務プロセスの見直しに力点を置いた。情報管理と記録保管を重視し、公文書や決済書の破棄や改ざんなどを防ぐため、国家機密事項など、特別な場合を除いた政府のすべての文書の作成、決済、流通、保管を電子的に処理することを義務化づけた。

大統領への報告や会議資料の配布も紙ではなく、ネット上でダウンロードして閲覧する方式に切り替え、業務のペーパーレス化を急速に進めた。大統領決済でもペーパーレス化を率先して行った。当時のニュース映像には、大統領執務室の机の上にノートパソコンだけが置かれ、紙の書類ではなくオンラインで決済を行う大統領の様子が映し出されている。

その結果、2001 年末には行政機関の電子決済率は 65% に達し（安善姫・若山 2002 : 81）、さらに 2003 年には 95.3% まで上昇した。2007 年には、国家財政情報システムを導入し、予算執行状況をオンラインで情報公開した。

金大中政権下では、縦割り行政の強さから省庁間の情報提供や共有が円滑に行われず、オンラインを通じたワンストップサービス推進の支障となっていた。住民登録番号情報も行政機関ごとに管理されており、情報の一元的運用はなかなか進まなかった。

盧武鉉政権は行政手続きの縦割りや情報の囲い込みを解消するため、2006 年に「行政情報共同利用センター」を設置した。中央省庁や地方自治体など行政機関の情報は同センターが一元的に管理し、行政間の情報を連携し仲介するハブとして機能するようにした。それにより住民登録情報を

はじめ、土地情報、登記簿謄本、出入国など、各種の行政情報のオンライン上での共有が進み、照会が容易になった。2006年には行政情報共同利用法が制定され、公共機関や金融機関なども共同利用対象機関に含まれるようになったことにより、さらに利便性が高まった。

盧武鉉政権下の「電子政府推進ロードマップ」は、電子政府の実現は単なる行政改革にとどまらず、対国民サービス革新のための戦略的手段であるとし、国民に提供する機能やサービスの質向上を目指した。2003年時点で15%にすぎない行政サービスのオンライン化率を2008年までに85%まで引き上げる数値目標を掲げ、実行を迫った。電子政府に取り組む目的に、受益者として「国民」の存在を据えたのが、盧武鉉政権の特徴である。

ユーザビリティーの追求とサービスの質向上が意識されるようになったことで、利便性も格段に向上した。窓口に出向く必要がなく、いつでもどこからでも証明書類などの申請・発給、各種の届け出が可能になった。いくら行政のデジタル化が進んでも、電子申請などの利用が進まなければ、効率化の効果は限定的になる。

盧武鉉政権の電子政府政策のもう一つの特徴は、電子政府推進をより民主的な社会へと変える手段であると位置づけたことである。行政情報を公開して透明化を図ることで国民に信頼されるオープンガバメントを構築し、国民の意思決定過程への参加を促進していくことが民主主義を強化することにつながるという強い信念が、盧武鉉大統領を電子政府の先進化に向かわせた。

行政の効率化、社会の変革と民主主義の強化、縦割り行政の打破などのスローガンが掲げられるなか、電子政府政策は後続の盧武鉉政権下で安定的に維持・強化されていった。

4.5　李明博政権期～現在

2008年の李明博政権の誕生により、「進歩」から「保守」へと10年ぶりの政権交代が起きた。李明博大統領は当初、前政権の政策や功績を継承するのではなく否定する姿勢を強く示し、電子政府への関心や推進意欲も低かった。とりわけ任期初期は、盧武鉉政権の大きな功績と称されていた電子政府に拒否感を示し、電子政府政策ではなく国家情報化政策と言い換えるよう指示したほどだった（チョン・チュンシク 2016 : 65）。

李明博政権発足後、情報化関連予算は2～3割削減された。省庁改編により情報通信部が解体され、情報化政策は4つの省庁へと分散した。情報化政策を推進するコントロールタワーの役割を果たしてきた情報通信部を解体したことは、後に李明博政権の大きな失政と評されている。

ただ、この時期には電子政府の推進自体は既に既定路線となっていた。「国家情報化基本法」により、5年ごとに策定が義務づけられた「国家情報化基本計画」には電子政府推進計画が盛り込まれ、年度ごとに達成度が検証された。

2010年に国連の電子行政サービス部門ランキングで、韓国ははじめて世界1位に躍り出た。李明博政権は、韓国が電子政府ランキングで世界首位になるや、一転して電子政府の先進化のため、あらゆる行政手続きを手元のスマートフォン1台で完結させられるようにする次世代（スマート）電子政府構築計画やプッシュ型行政サービスの提供を打ち出すようになる。

一方で、この時期には電子政府ランキングを意識するあまり、世界最先端の電子政府を目指すことが目的化した面もある。電子政府分野で世界をリードしているという自負が、政策ネットワーク内のアクターに何があっても目標を完了せざるを得ない圧迫要因として働いた可能性がある（安善姫 2016 : 81）。

後続の朴槿恵政権期には、クラウドやビッグデータなど、新たな技術を取り入れたシステムのアップデートや行政情報共同利用の範囲が拡大された。また、世界各国で電子政府の新たな取り組みとなっているオープンデータの実施も積極的に進めた。

さらに文在寅政権後は、新興国などに電子政府関連産業を輸出[24)]する政策に重点を置くようになっている。

5 結 論

これまでみてきたように、韓国は分断国家として北朝鮮と対峙する現実のなかで軍事独裁政権が住民統制のため導入した「住民登録番号制度」をフル活用し、電子政府を構築してきた。

通貨危機に端を発する国家の存亡がかかった重大局面を契機に、金大中政権は電子政府に取り組む意思を明確にした。電子政府政策を通じて、非効率な行政業務が国家発展の妨げにならないよう省庁間の縦割りを打破し、行政改革を断行しようとした。

盧武鉉政権は行政の業務プロセスを見直し、デジタル化による行政の透明化に重きを置いた。電子政府政策は、政府内部のデジタル化や行政サービスのデジタル化に留まるものではなく、民主化の一環として進めるものであるとのビジョンを描き、決済過程をオンライン上でガラス張りにすることで不正を排し、政府への信頼を高めようとした[25)]。

さらに、行政文書のオープン化を通じて、デジタル技術で国民の意見をすくいあげることで、行政や政治への主体的な参加意識を高めようとした。電子政府はあくまでは手段にすぎず、目的は民主主義を強化し、社会を変えるという理想の実現にあった。

金大中、盧武鉉はともに軍事独裁政権と闘ってきた民主化運動のシンボル的存在であり、行政の革新とともに、社会の民主化や成熟した民主主義国家の樹立が、「進歩派」政権の正統性を担保するものと考えていた。その理念の実現のために、電子政府は有用な手段であった。

一方で、こうした大統領のイニシアティブによるトップダウン式の政策にたいする官僚の反発がなかったわけではない。電子政府の推進過程では、省庁間の主導権争いや省益をかけた対立が続き、権限の移行などをめぐり激しい抵抗もみられた[26)]。必要な職員の配置や予算の付与、デジタル化する書類の範囲の妥当性も検討せずに、拙速に電子化を急がせ負担をおわせたと批判する公務員労組もあった。

韓国では大統領の任期は 5 年で再選はない。大統領肝いりの政策であるほど限られた期間内に一気呵成に目標を達成しようとするため、行政の現場にしわ寄せが生じる負の側面がみられる。省庁間の激しい対立や官僚の抵抗が続くなかでも、盧武鉉政権が「電子政府ロードマップ」で掲げた課題はほぼすべて、任期内に計画通りに完了している。

その理由について、ソン・ヒジョンとゾ・テク（2007）は「電子政府ロードマップ」の形成や推進過程に、官僚のみならず有識者や民間企業の専門家が参加するガバナンス体制が構築されていたためだと指摘する。韓国政府は「電子政府の日」を設定し、毎年、国務総理が電子政府の発展に貢献した有識者や専門家を国家有功者として表彰することで、民間の役割を強調し続けている。

行政自治部傘下に韓国情報化振興院という専門組織を置き、強い権限を付して情報システムの統合管理に当たらせ、民間から登用したデジタル人材が指揮を執れる体制を築いたことも、韓国の電子政府の成功要因といえる。

一方で、電子政府の先進化とともに、住民登録

番号と個人データの紐づけ範囲は拡大している。板垣竜太（2003）が喝破したように、本人の申告を待つまでもなく、巨大なデータベースのなかに個人データが名寄せで集積される一元的な管理システムが、新たな支配の技術として強化されていった。こうした国民統制の手段が、進歩派を標榜する金大中および盧武鉉政権下で急速に発展し強化されたことは、まさに「民主化のパラドックス」といえる。

先進国ではマイナンバーのような個人番号制度は、ひも付け先の分野を限定し、運用するのが主流となっている。これに対し、韓国では個人番号を分野横断的に利活用している。だが、国家による個人データの一元管理に対する警戒心や拒絶感が韓国ではさほど大きくない。これは国民の理解やコンセンサスが得られていて、政府への信頼が高いから、というわけでは決してない。

住民登録番号制度の導入から既に半世紀が過ぎたことで、電子政府による利便性が個人データと引き換えに得られているという意識が希薄化しており、身近な行政手続きの簡便化による利益に意識が向いているにすぎない。

日本政府も現在、デジタル庁創設を打ち出すなど電子政府政策を急ピッチで推進している。契機は、新型コロナウイルスをめぐる対応策でデジタル行政の後進国ぶりが露呈したことである。歴史的制度論における重大局面とは、ある制度が抜本的な変革や制度変化を経験するような分岐点を指すが、日本で電子政府への取り組みが本格化したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大という危機的状況が決定的契機となったといえる。

日本政府は、全国民のマイナンバーカード取得を目指し、保険証や運転免許証との一体化や、預金口座などの個人ダデータとひも付ける構想を打ち出している。だが現状では、政府への信頼度の低さ、個人データの漏洩への懸念、政府が個人データを管理することへの拒絶感、プライバシーの侵害や情報セキュリティの懸念などから、マイナンバーカードの取得率は20% 台にとどまっている。まずは、こうした不安や懸念を軽減するための対応策の提示や、個人データ保護体制を国際水準に引き上げるなど、慎重な制度設計と十分な説明が先だろう。

名寄せによるデータ収集が容易になるほど、電子政府の運用で重要になるのは、個人データ保護の徹底化と情報セキュリティへの適切な措置、ヒューマンエラーの防止策である。行政が個人データを取り扱う上で、データにアクセスできる権限を制御するアクセスコントロール、アクセス記録とその開示など、システム運用の透明性を高めるべきなのはいうまでもない。

〔付記〕
本論文の執筆にあたり、板垣竜太先生の論文（2003）に大きな教示を受けた。記して感謝したい。

〔註〕

1）1 位はデンマークで、3 位がエストニア、日本は 14 位だった。スイスの国際経営開発研究所（IMD）が発表した 2019 年のデジタル競争力ランキングでは、日本は主要 63 ヵ国・地域中 23 位だったが、韓国をはじめ、中国、シンガポール、台湾よりも順位は下位だった。

2）正式名称は「電子政府の実現のための行政業務などの電子化促進に関する法」であり、行政の業務効率やサービスの向上を目的とする。同法は、行政手続きを電子申請に統一し、行政事務は原則として電子処理化すること、各省庁や自治体は行政機関の間で確認できる情報は共有し、不必要な文書を国民に書かせたり求めたりしてはいけないと定めている。

3）そのほかにも、オンライン上で総合国税サービスが提供されている。確定申告の際も、給与所得や給与以外の所得、医療費の支出額、世帯構成員の所得、源泉徴収額などが行政間で共有されているため、必要な提出書類は個人ページに名寄せで揃えられている。承認するだけで手続きが完了し簡便である。医療機関の利用時にも、個人の医療記

録がデータベース化されているため、保険証も診察券も不要である。詳細は春木（2020）を参照されたい。

4）行政担当者は同システムを通じてオンライン上で直接照会や確認を代行し、官公庁や民間機関などが申請手続きに必要な書類をオンラインで閲覧できるよう手配する。

5）「韓国情報化振興院」では、①情報システム設計、運営、管理、事業の実行段階での監査、事後評価監査、調達支援、②国家情報化基本計画、国家情報化施行計画の樹立、施行に必要な専門技術の支援、共同利用システム構築、運営、標準化の支援、国家機関の情報化事業推進、評価、デジタル政策の策定・助言、③専門技術支援、プロジェクト管理などを一括して行う。

6）応募要件として TOEIC 900 点、TOEFL 113 点以上を課しており、高い英語力も要されている。

7）電子的に情報提供を受けられる認定機関は、地方自治体、準公共機関、金融機関、教育機関など、約 700 ヵ所におよぶ。

8）2007 年に戸籍制度が廃止され、戸籍簿は「家族関係登録簿」と名称が変更された。戸籍制度廃止の背景については、春木（2007）を参照されたい。

9）元を辿れば日本の植民地時代の管理システムである「朝鮮寄留令（1942 年施行）」にいきつくが、紙幅の関係上ここでは触れない。詳しくは、板垣（2003）、羅芝賢（2019）を参照されたい。

10）住民登録を居住事実と一致させ、予備軍、民間防衛隊、その他国家の人的資源を効果的に管理して戦時動員体制を強化する目的であった（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 2012）。

11）分断体制のなかで、血統、言語、文化の共通性を基礎に結合した「民族」国家を標榜することは困難であったため、政治的単位としての「国民」国家であることを強調するしかなかった。朝鮮半島において「国家性」は「民族性」に優先したのであり、韓国国民は北朝鮮の人々を「韓民族」としてではなく敵国の民とみなして向かい合った（キム・ドンチュン［2000］2005 : 294）。

12）民主化後も、個人情報がひも付けされた住民登録番号で一元的に管理される状況への反発や反対の声がないわけではなかった。たとえば、金泳三政権下では、1992 年に保険証や運転免許証など、各種の証明書を「電子住民カード」に統合する法改正を行ったが、個人情報の漏洩と予算の無駄遣いに対する猛烈な批判の声が高まり、後継の金大中政権により「電子住民カード」計画は白紙に戻された（羅芝賢 2019 : 159）。

13）その結果、個人情報保護が漏洩する大事件が相次ぎ、サイバーセキリュティ分野の脆弱性が露呈した。2012 年に情報通信網法が改正され、民間業者がオンライン上で住民登録番号を収集することを禁じた。

14）たとえば、民間機関の住民登録番号の収集が禁じられる以前は、各種の会員登録やオンライン決済などでは、住民登録番号を持たない外国人の登録や利用が制限されていた。

15）「感染症予防および管理に関する法律」。本人の同意なしの詳細情報の公開は個人のプライバシーの侵害であるとの批判を受け、「感染症予防および管理に関する法律」施行令および施行規則を改正し、2020 年 12 月 30 日以降は、感染者の性別や年齢、詳細な住所情報などは公開しないよう、開示範囲を修正した。

16）しかしながら時期的には政権末期であり、大統領府において報告会議などが 3 回ほど開かれただけで終わり、政策変化は伴わなかった（河昇彬 2017 a : 8）。

17）その後、公務員、軍人、教員、主婦、高齢者、服役者らを対象にした IT 教育が大々的に展開された。若年失業者を対象とした IT 人材養成教育や、高齢者を主対象としたデジタル格差の是正にも取り組んだ。

18）任期前半は通貨危機への対応に時間が費やされたため、任期後半を迎え本格的に行政改革と電子政府化をセットにした抜本的な構造改革を最重要課題として推進するようになった（河昇彬, 2017 b）。

19）「電子申請システム」「4 大保険連携システム」「インターネット国税システム」「統合電子調達システム」「国家財政情報システム」「市町村行政総合情報化システム」「教育行政情報システム」「標準人事管理システム」「電子決済・電子文書流通システム」「電子署名・認証システム」「政府統合電算環境の構築」の 11 事業である。

20）費用対効果の面で電子化が必要のない行政手続きもあり、公務員の業務効率化に資するはずの政策が、かえって公務員の負担増を招いたケースも生じている。

21）「民願」とは政府や自治体へ証明書類の発行を求めたり、各種の申請や申告、要望や意見を表明したりすることを指す。現在、それらのやりとりはオンライン上で可能なシステムが構築されている。

22）大統領が決済した日時に至るまで、各種の意思決

定プロセスの履歴はデータ保存され、必要に応じてオンライン上で公開された。

23）「腐敗のない社会・奉仕する行政」を国政スローガンとして掲げた盧武鉉大統領は、情報を独占する行政が密室で政策決定していることが、腐敗を招く一因となっているとみなした。

24）韓国政府は「電子政府輸出策」でも実績をあげている。たとえば2020年にはウズベキスタンに、電子政府システム構築やコンサルティング、デジタル人材育成などの支援を行うための拠点センターを設立した。今後もセルビア、チュニジア、パラグアイで同様の拠点センターを設置する計画となっている。

25）電子政府が提供するサービスのへの利用満足度は、直・間接的に政府への信頼度に肯定的な影響を与え、信頼度を向上させる役割を果たしているとの指摘は少なくない（たとえば、カン・ヘジン／パク・ウニョン 2018 : 327；ムン・チェ 2018 : 140など）。

26）たとえば、金大中政権では、情報通信部と企画予算庁、行政自治部とに分散して電子政府政策が推進されてきたため、予算の配分や権限、管轄を巡る対立や主導権争いが絶えず、事業の重複も問題になっていた（パク・ミンジョン 2008；安善姫 2016 : 78）。盧武鉉政権は、2004年に電子政府政策を推進し統括する省を、行政自治部に一元化した。中央行政機関の情報システムを「政府統合電算センター」に統合する方針を打ち出したところ、政府統合電算センターの構築と運営は行政自治部ではなく情報通信部の所管であったため、双方の間で主導権をめぐり対立が続いた。その後、電子政府政策の企画・統括機能を行政自治部が担い、旧情報通信部が技術的に支援する役割分担に整理された（安善姫 2016 : 78）。

〔参考文献〕

【英文献】

Brady, Henry E., 2004, “Two Paths to a Science of Politics,” Perspectives on Politics, 2(29)：295-300.

Brady, Henry E., and David Collier eds., 2004, *Rethinking Social Inquiry : Diverse Tools, Shared Standards,* Lanham : Rowman & Littlefield.

Lanham : Rowman & Littlefield. Mahoney, J., 2000, “Path dependence in historical sociology,” Theory and Society, 29 : 507-548.

Lyons, David, 2001, *Surveillance Society : Monitoring Everyday Life,* Open University Press.（河村一郎訳, 2002,『監視社会』青土社.）

————, 2003, *Surveillance after September 11,* Polity Press.（清水知子訳, 2004,『9・11以後の監視――〈監視社会〉と〈自由〉』明石書店.）

Mahoney, J. and Thelen, K., 2010, “A Theory of Gradual Institutional Change,” in Mahoney, J. and Thelen, K. ed., *Explaining Institutional Change,* Cambridge University Press.

Pierson, P., 2004, *Politics in Time : History, Institutions, and Social Analysis,* Princeton University Press.（粕谷祐子訳, 2010,『ポリティックス・イン・タイム――歴史・制度・社会分析』勁草書房.）

Pierson, P. and Skocpol, T., 2002, “Historical Institutionalism in Contemporary Political Science,” in Katznelson, I. and Milner, H. V. eds., *Political Science,* Norton & Company.

Slater, Dan, 2010, “Altering Authoritarianism : Institutional Complexity and Autocratic Agency in Indonesia,” in James Mahoney and Kathleen Thelen eds., *Explaining Institutional Change : Ambiguity, Agency and Power,* Cambridge University Press, 132-167.

Slater, Dan, and Erica Simmons, 2010, “Informative Regress : Critical Antecedents in Comparative Politics,” Comparative Political Studies, 43(7)：886-917.

Streeck, W. and Thelen, K., 2005, “Introduction : Institutional Changes in Advanced,” in Streeck and Thelen. eds., *Beyond Continuity : Institutional Change in Advances Political Economics,* Oxford University Press, 1-39.

Thelen, Kathleen, 1999, “Historical Institutionalism in Comparative Politics,” Annual Review of Political Science (2)：369-404.

【韓国語文献】

イ・ソンジュン（이성준），2011,「電子政府への信頼と政府への信頼との影響関係に関する研究――信頼主体および信頼対象要因を中心に」『情報化政策』18(2)：49-71.

イ・ホンジェ（이홍재），2011,「電子政府使用者の満足度の影響要因と政府信頼」『社会科学研究』37(2)：97-117

韓国電算院（한국전산원），2002 年,『2001 年国家情報化白書』.

――――，2005 年,『韓国における情報化政策の発展史』.

韓国情報化振興院（한국정보화진흥원），2014,『国家情報化 20 年の成果』未来創造科学部.

カン・ヘジン（강혜진）／パク・ウニョン（박은영），2018,「電子政府利用が政府信頼におよぼす影響に関する研究：媒介効果と探索を中心に」『韓国行政論集』30(2)：307-333.

キム・ドンウ（김동우），2004,「電子政府と政府運営方式の変化」情報通信政策研究院.

キム・ドンチュン（김동춘），2000,『近代の影』タンデ.（水野邦彦，2005,『近代のかげ』青木書店.）

キム・ソクジュ（김석주），2007,「電子政府推進成果と今後の課題」『韓国地域情報学会誌』10(4)：111-134.

キム・ソクジュ（김석주）／チョ・ソンテク（조성택），2008,「我が国の電子政府推進の回顧と展望――電子政府発展段階の観点から」『韓国行政史学誌』：105-129.

キム・ソクジュ（김석주）／キム・ドゥヒョン（김두현），2008,「李明博政府の電子政府推進戦略と課題」『韓国公共管理学報』22(1)：77-100.

キム・チュンシク（김충식），2016「朴槿恵政府の ICT ガバナンス分析：ICT 関連政府委員会を中心に」『韓国地域情報学会誌』19(3)：53-90.

ソン・ヒジョン（손희정）／チョ・テク（조택），2007,「韓国の電子政府――成果と課題」韓国情報化振興院『情報化政策』14(4)：20-37.

電子政府特別委員会（전자정부특별위원회），2003,『電子政府白書』電子政府特別委員会.

パク・ソンテク（박성택）／キム・テヨン（김태영），2013,「電子サービスのサービス価値，革新性および使用者の参与意識が政府信頼に与える影響」『デジタル融複合研究』11(4)：45-55.

パク・ミンジョン（박민정），2008,「電子政府事業の推進体系と戦略に関する評価：参与政権を中心に」『韓国公共管理学報』22(1)：199-240.

ムン・スンミン（문순민）／チェ・ソンミ（최성미），2018,「電子政府の満足度が政府の信頼に与える影響に関する研究：政府力量の媒介効果を中心に」『韓国行政学報』52(4)：119-149.

ユン・サンオ（윤상오），2008,「参与政府の電子政府推進政策評価」『韓国公共管理学報』22(2)：89-123.

――――，2009,「電子政府具現のための個人情報保護政策に関する研究：政府信頼構築の観点から」『韓国地域情報化学会誌』12(2)：1-29.

――――，2015,「電子政府と政府信頼の関係に関する研究」『韓国地域情報化学会誌』18(4)：29-58.

【日本語文献】

秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉，2010,『公共政策学の基礎』有斐閣.

荒井英治郎，2012,「歴史的制度論の分析アプローチと制度研究の展望――制度の形成・維持・変化をめぐって」『信州大学人文社会科学研究』(6)：129-147.

安善姫・若山浩司，2002,「韓国の情報化の現状と課題」『四国大学経営情報研究所年報』8,（2020 年 12 月 20 日取得，http : //id.nii.ac.jp/1456/00000256/）.

安善姫，2016,「政策ネットワークの変化に関する研究：韓国の電子政府政策を事例に」同志社大学政策学会『同志社政策科学研究』17(2)：69-82.

板垣竜太，2003「帝国の臣民管理システム――過去と現在」白石孝・小倉利丸・板垣竜太編『世界のプライバシー権運動と監視社会――住基ネット，ID カード，監視カメラ，指紋押捺に対抗するために』明石書店，67-92.

今井真士，2015,「比較政治学における歴史的制度論・比較歴史分析の着想の発展――科学哲学的基礎の模索から論理学的基礎の探求へ」『文教大学国際学部紀要』(26) 1： 17-32.

河昇彬，2017 a,「初期電子政府化の研究：日韓の「政策アイディア学習の比較」『六甲大論集』64(1)：1-17.

――――，2017 b,「金大中政権期末における電子政府化政策――制度進化論を通じて」現代韓国朝鮮学会研究大会報告論文：1-9.

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター，2012,「諸外国における国民 ID 制度の現状等に関する調査研究報告書」.
島田達巳，2014,「電子政府・自治体の日韓における比較研究」『日本情報経営学会誌』34(4)：116-248.
春木育美，2006,『現代韓国と女性』新幹社.
────，2007,「政治的機会構造と韓国の市民運動──戸主制廃止運動を事例として」『ソシオロジ』51(3)：75-89.
────，2020,『韓国社会の現在　超少子化、貧困・孤立化、デジタル化』中央公論新社.
廉宗淳，2009,『電子政府・電子自治体への戦略』時事通信社.
羅芝賢，2019,『番号を創る権力』東大出版会.